

# 労働安全衛生規則改正

## トラック荷役作業時の安全対策強化

テールゲートリフター操作を行う労働者に対する特別教育の実施が義務付けられました。施行は令和6年2月1日からです。

テールゲートリフターはメーカー固有の商品名にかかわらず、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力による全てのリフトです。



アーム式



垂直式



後部格納式



床下格納式

また、「操作」には稼働スイッチの操作のほかキャストロッパーの操作、昇降板の展開や格納の操作等が含まれます。

### 教育を一部省略できる場合があります

#### 1. 令和6年2月1日時点で6か月以上の業務従事歴がある方

	科目	範囲	時間	
			従事歴無	従事歴有
学科	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1時間30分	45分
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2時間	2時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	30分	30分
実技		・テールゲートリフターの操作の方法	2時間	1時間
合計時間（コース）			6時間	4時間15分

#### 2. 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を受けた方

- ・科目「テールゲートリフターに関する知識」、「テールゲートリフターによる作業に関する知識」省略可

#### 3. 陸災防「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した方

- ・科目「テールゲートリフターによる作業に関する知識」省略可

# 特別教育を開始します

## 荷の積卸作業におけるテールゲートリフター操作の業務

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作を行う方に対する特別教育を実施することといたしました。

詳細は下記のとおりです。当面は教育科目を一部省略できる方（令和6年2月1日時点で6月以上のテールゲートリフターを用いた業務従事歴が6か月以上の方）を対象とさせていただきます。

当協会が実施するテールゲートリフター特別教育は学科と実技の両方です。学科、実技いずれかのみでの教育は実施しません。

### 実施予定日

	実施日	会場		実施日	会場
1	10月30日	当協会（挾間町三船）	8		
2	10月31日	当協会（挾間町三船）	9		
3	11月22日	当協会（挾間町三船）	10		
4	11月24日	当協会（挾間町三船）	11		
5	以後順次設定		12		
6			13		
7			14		

\* 申込状況に応じて実施回数を増やす予定です。

### 受講料

	受講料	テキスト代	合計
基準協会員	11,250円	957円	12,207円
一般	14,000円	957円	14,957円

\* コース（6時間コース、4時間15分コース）別の受講料設定はありません。

### 申込方法

電話で受け付けます。受付は先着順となりますのでご了承ください。

多数の事業場のご要望に対応するため、1講習あたりの同一事業場からの受講者数を調整させていただく場合があります。また、同一事業場、団体からの申込数が1講習あたりの定員と同程度であった場合には、予定表に限らず臨時的に別途特別教育を実施する場合があります。また、その場合は出張講習となる場合もあります。

申込先電話番号 097-583-4686